

◎新潟県告示第950号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成24年7月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

指定障害児 通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止 年月日
放課後等デイサービス	三条市子ども発達相談室	三条市元町11番6号	三条市	平成24年 6月30日